						該当場	所			
No.	資料名	頁	章			<u>吃一多</u> 頁	1771	タイトル	質問	回答
1	入札説明 書	14	第3	3	(15)		Д	1 /T+k o Th=T	入札価格の確認を1月中旬に行うとのことですが、事業提案書及	事業提案書及び入札書を持参する場合は可とします。なお、 その場合は、事前に持参日時を連絡のうえ、入札参加者の代 表企業の担当者が持参及び入札価格の確認を行うようにして ください。
2	入札説明 書 別紙2	1		1	(1)		電	力料金単価	入札説明書に関する質問回答M。39に「再エネ賦課金などの別の 費目については、従量料金に含まれています。」との回答を頂い ていますが、燃料調整費も従量料金に含まれるとの理解でよろし いでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書	9	1	2	2-3	2-3-4		基本処理フローと 対象施設		第1文は、固形燃料化施設の供用開始までは既存施設を使用することから、提案することは可能です。 第2文は、修繕費で計上してください。
4	要求水準書	12	1	2	2-5	2-5-1	脱	总水汚泥	場内脱水汚泥の移送について、場外搬出設備を固形燃料化事業範囲とし、当該設備から運搬する方法にて燃料化施設に受け入れる提案を行なってもよろしいでしょうか?ご教示願います。当該提案が可能な場合、場外搬出設備の運営・修繕は燃料化事業の範囲内として事業者が実施すると共に、汚泥受入量は燃料化施設のトラックスケールにて計量することを想定しております。	ただし、固形燃料化施設までの脱水汚泥の搬送は公営企業局の
5	要求水準書	50	3	3	3-1	(11)		環境項目に関する	常時監視項目として挙げられているNox、Sox、CO、O2等については焼却時に発生するものであるため、乾燥処理する場合は対象から外れるものと理解でよいでしょうか。	大気汚染防止法及び県公害防止条例の定めにより当施設が規制 対象とならない場合は、ご理解のとおりです。
6	落札者決 定基準 別紙1	i		1	7		地		この項目で評価されるのは、設計・建設時の松山市内に本店を有する企業の割合並びに維持管理・運営に係る松山市内居住者の継続雇用の割合のみと言うことでよろしいでしょうか。	維持管理・運営に係る松山市内居住者の継続雇用は割合ではなく費用になります。その他はご理解のとおりですが、様式6-2-7及び6-2-8に記載の内容を確認のうえ、各数値の算定根拠を事業提案書に記載してください。
7	落札者決 定基準 別紙2	iii		定量 評価 ⑤			地	也元雇用創出	9月14日付落札者決定基準に関する質問回答No.18におきまして、提案した継続雇用の年平均費用を守れなかった場合、ペナルティの対象になる旨の回答を頂いております。事業者と致しましては、提案内容を遵守すべく最大限努力致しますが、将来に渡る市内居住者従業員数の減員事由には、事業者裁量や自助努力でコントロール出来ないケースも考えられ、当該事項に対しペナルティを課されることは事業者にとって非常に過大な条件だと思慮致します。地元雇用に係る上記特性に鑑み、当該事項にペナルティは課さず、合理的な運用条件を別途設定頂きたく、再考願います。	基本的にはペナルティの対象としますが、市内居住従業員数の減 員事由によっては、その都度協議します。

						該当場所			
No.	資料名	頁	章	項			タイトル	質問	回答
	落札者決 定基準 別紙2	iii		定量評価 ⑤			地元雇用創出	「松山市内居住者の継続費用」の算出に関し、様式6-2-8には 算定根拠として「人件費」との記載がございますが、この「人件費」 の定義・範囲についてご教示願います。具体的には、この「人件	従業員に支払う給料や各種手当、賞与、社会保険料等の福利厚生費など、市内居住者の雇用によって発生する費用について、これまでの実績等を踏まえ、想定可能な範囲で詳細にご検討ください。また、その根拠を様式6-2-8に記載してください。
9	基本協定 書(案)	3	第3条	2	6	ア	特定事業契約	「常時契約を締結する事務所」とは、建設業法第3条における「営業所」について、国土交通省が公表する下記HP中に「『営業所』とは、本店または支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。」とあります、「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」を指すとの理解でよろしいでしょうか。 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000080.html	ご理解のとおりです。
10	基本契約 書(案)	3	第8条				き契約	各種契約の締結にあたっては、事前に協議の場を設けていただけ るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	基本契約書(案)	5	第14条				本基本契約上の権 利義務の譲渡の禁 止	事前の書面承諾を要する旨修正いただけないでしょうか。 例:局および事業者は、他の当事者の事前の書面による承諾なく ~	基本契約書(案)を修正します。
12	建設工事請負契約書(案)	1					工期	(土日祝日は除く)とありますが、土日祝日の場合は翌営業日との 理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	建設工事請負契約書(案)	3	第1条	17			総則	「建築士法 <u>第</u> 22条の3の3」ではないでしょうか。	ご指摘のとおりであり、建設工事請負契約書(案)を修正します。
14	建設工事 請負契約 書(案)	5	第3条	10				「又は過失による発注者の責めに帰すべき理由の看過の場合は」につきまして、「建設工事請負契約書(案)に関する質問回答」No.7では、「本契約の対象は事業者の専門的知見に寄らなければならない部分が多く、事業者の専門的見地からの適切な指摘が求められます」とのご回答で、修正されない方針を示されています。しかし、民法第636条によりますと、貴局による入札説明書等の記載や指示の誤りによって設計成果物の是正が必要になる場合、その費用について受注者に負担させることができないのが原則であり、例外は受注者が入札説明書等または貴局の指示について誤りを知りながら指摘しなかった場合です。現在の規定は、受注者が軽過失で看過した場合であっても設計成果物の是正にかかる費用が受注者負担となってしまうものであり、受注者に厳しすぎると考えますので、「過失」を削除、または「重過失」に修正いただけないでしょうか。	原文のままとします。

					ī	亥当場所			
No.	資料名	頁	章		項		タイトル	質問	回答
15	建設工事請負契約書(案)	5	第3条	12			設計	「第8項の承諾」とありますが、「第7項の承諾」が正ではないでしょうか。	ご指摘のとおりであり、建設工事請負契約書(案)を修正します。
16	建設工事請負契約書(案)	6	第4条	2			契約の保証	「(第4項において「保証の額」という。)」とあります「第4項」につきまして、第5項が正ではないでしょうか。	ご指摘のとおりであり、建設工事請負契約書(案)を修正します。
17	建設工事請負契約書(案)	6	第4条	5			契約の保証	「受注者は、保証金額の減額を請求することができる」とあります 「保証金額」は、「保証の額」が正ではないでしょうか。	ご指摘のとおりであり、建設工事請負契約書(案)を修正します。
18	建設工事請負契約書(案)	6	第5条	1			権利義務の譲渡等	双務的な規定としていただけないでしょうか。 案:「 <u>発注者及び</u> 受注者は、この契約により~」「ただし、あらかじ め <u>相手方</u> の承諾を得たときは、この限りでない。」	原文のままとします。
19	建設工事請負契約書(案)	7	第8条	1			特許権等の使用	担しなければならない。」とありますが、損害が生じた場合には、 損害も負担いただけるとの理解でよろしでしょうか。	損害の負担までは考えておりません。受注者は、発注者から材料や施工方法についての指定を受けた場合にはそれが特許等の対象になっているかの調査、確認をして発注者に費用や損害が発生しない措置をとることを前提としております(第3項)ので、第三者の特許権の対象となっていることが判明した場合には、当該特許の使用料が発生することは想定されますが、それを超えて損害が発生するような事態は想定しにくいように思われます。
20	建設工事請負契約書(案)	7	第8条	3			特許権等の使用	貴局の指示に従ったことにより侵害した場合を除外する旨、追記いただけないでしょうか。 案:~発注者が被った一切を補償する。ただし、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、この限りではない。	公営企業局が費用を負担する場合については第1項ただし書きに 規定済みであり、原文のままとします。
21	建設工事請負契約書(案)	7	第8条 の2	4			設計成果物等の著 作権	いただけないでしょうか。	原文のままとします。設計成果物はあくまでも受注者が作成するものであり、公営企業局の要望が第三者の著作権等を侵害する場合には、受注者においてその旨を公営企業局に指摘し、第三者の著作権等を侵害しないよう必要な措置を講じることが求められます(第3項参照)。
22	建設工事請負契約書(案)	8	第8条 の2	6			設計成果物等の著 作権	第1条第13項に「工事目的物である下水汚泥固形燃料化施設(以下「本施設」という。)」とありますように、本条の「工事目的物」は下水汚泥固形燃料化施設のみを指し、本施設の図面等の情報は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	建設工事請負契約書(案)	8	第8条 の2	10			設計成果物等の著 作権	プログラム及びデータの利用については、受注者と協議の上、定 めるものとしていただけませんでしょうか。	ご要望には応じ兼ねますが、利用にあたって受注者が協議を申し 出られた場合には、これを排除するものではありません。
24	建設工事請負契約書(案)	10	第12条	3			工事関係者 に 関する措 置請求)	「第3条第4項の規定により受注者から設計業務を委任され、若しくは請負った者」とありますが、「第3条第5項」が正ではないでしょうか。	ご指摘のとおりであり、建設工事請負契約書(案)を修正します。
25	建設工事請負契約書(案)	10	第12条	6			工事関係者 に 関する措 置請求)	「その結果 <u>の</u> 請求を受けた日から10日以内」とありますが、「その結果 <u>を</u> 」が正ではないでしょうか。	ご指摘のとおりであり、建設工事請負契約書(案)を修正します。

						該当場所			回答
No.	資料名	頁	章		I		タイトル	質問	
26	建設工事請負契約書(案)	11 12	第15条	1			貸与品	本条では、発注者が貸与する図面について、その記載内容の誤りを受注者が発注者に通知する義務を規定していますが、当該図面を作成していない受注者が図面の誤りを指摘することは困難です。 従いまして、第1項の「図面」は削除願います。	の定めと異なっている部分又は受注者が使用されるにあたって適
27	建設工事請負契約書(案)	14 15	第19条	2			設計図書の変更	「この場合、かかる承諾の手続は第3条第7項から第11項までの例によるものとする。」とありますが、第3条第12項も本条第2項の場合に準用されますでしょうか。	第3条第12項は準用されません。
28	建設工事請負契約書(案)	29	第47条	2	5		公共工事履行保証 証券による保証の 請求	「第28条の規定により受注者が 施工した工事等に関して生じた第三者への損害賠償債務」とあり ますが、第29条が正ではないでしょうか。	ご指摘のとおりであり、建設工事請負契約書(案)を修正します。
29	建設工事請負契約書(案)	33	第51条	1	(4)		受注者の解除権	基本協定でも基本契約でも受注者の解除権は規定されていませんが、本号はどのように解釈すればよろしいでしょうか。	第4号は削除させていただきます。建設工事請負契約書(案)を修正します。
30	建設工事請負契約書(案)	34	第52条	2			解除に伴う措置	検査の結果不適合が認められなかった場合は、受注者負担を除 外いただけないでしょうか。	原文のままとします。
31	建設工事請負契約書(案)	35	第52条	7			解除に伴う措置	貴局が代わりに処分する際には、事前に通知いただけるとの理解 でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	建設工事請負契約書(案)	60	第60条					第1条11項には裁判管轄も規定されていますが、どちらが最終的な紛争解決手段となるかご教示願います。	原則として仲裁手続きにより解決することを想定しておりますが、 仲裁合意書が未作成の状態の下で紛争が発生した場合や、何ら かの事情で仲裁手続きによれない場合、仲裁の効力に疑義が生 じた場合等、最終的には裁判所の判断に委ねられることになりま す。
33	維持管理·運営委託契約書(案)	4	第4条	2			業務の遂行及び範 囲等	ここでいう「指示」とは具体的にどのような内容を想定されているのでしょうか。	本契約に関して公営企業局が受注者に対して行う指示全般を指しており、例えば第11条第2項の臨機の措置についての指示や、第12条第2項の運転マニュアル改定の指示、第13条第3項の業務計画書等の修正指示、第14条の2に定めるモニタリングを踏まえた改善措置の指示等が含まれます。
34	維持管理・運営委託契約書(案)	4	第4条	7			業務の遂行及び範 囲等	「備品等」とは、事業者が使用する事務机やロッカーなどのいわゆる什器類ではなく、設備機器の付属品(運転や維持管理に必要な治具等)との理解でよろしいでしょうか。	本施設内に設置されるすべての什器備品等の趣旨であり、事務 机やロッカー等も含まれます。
35	維持管理·運営委託契約書(案)	5	第6条	1			権利義務の譲渡等	双務的な規定としていただけないでしょうか。 案:「 <u>発注者及び</u> 受注者は、この契約により〜」「ただし、 <u>あらかじ</u> <u>め相手方</u> の承諾を得たときは、この限りでない。」	原文のままとします。
36	維持管理·運営委託契約書(案)	6	第7条	6			著作権の譲渡等	契約締結時点で第三者の有する著作権を侵害するものでないこと を保証するとの理解でよろしいでしょうか。	契約締結時のみならず、契約締結後においても成果物及び本施 設等が第三者の著作権を侵害することのないように保証していた だく趣旨です。

					該当場所			
No.	資料名	頁	章		Į	タイトル	質問	回答
37	維持管 理·運営 委託契約 書(案)	6	第7条	7		著作権の譲渡等	貴局の指示、貴局の責めに帰すべき事由により侵害した場合に は除外いただけますようお願い致します。 案:または必要な措置を講ずる。 <u>ただし、発注者の指示等発注者</u> の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。	原文のままとします。成果物はあくまでも受注者が作成するものであり、公営企業局の要望が第三者の著作権等を侵害する場合には、受注者においてその旨を公営企業局に指摘し、第三者の著作権等を侵害しないよう必要な措置を講じることが求められます。
38	維持管 理·運営 委託契約 書(案)	7	第11条	1			10月4日付修正版では、「緊急事態」について「入札説明書等に定める」という記載が削除されましたが、本契約内でも用語の定義はなされていないとの理解です。 この「緊急事態」とは、基本契約第12条に定める「異常事態」と同義と理解してよろしいでしょうか?	
39	維持管 理·運営 委託契約 書(案)	13	第21条	2		指定期日の延期等	受注者の責めによらない場合、原則として期日の延期を認めると の理解でよろしいでしょうか。	公営企業局において期日の延期を認める必要があると判断する 場合には、延期を認めるということであって、期日の延期を認める ことが原則という訳ではありません。
40	維持管理:運営委託契約書(案)	14	第24条			不可抗力による契	受注者が、不可抗力発生時の損害負担額を客観的に算定できるよう、不可抗力により施設に損害が生じたときは、契約金額を19.5で除した額の100分の1を超える額については発注者が負担する規定に変更頂きたくお願い致します。 原案の場合、不可抗力事由による想定損害負担額の定量的な評価・算定が出来ないため、事業者として当該リスクコンティを相応に計上せざるを得ず、結果的に入札金額増に繋がる可能性があるため、当該条文見直しを再度申入れさせて頂く次第です。	既に、官民対話の回答No33において回答したとおり、建設工事請 負契約に基づき施設が引き渡された後、不可抗力により施設に生 じた損害について、受注者に負担を求めることはなく、また、第24 条第1項の程度まで維持管理費用が増加する場合には、契約金 額や契約内容の変更が協議されることになっていますので、当該 リスクに備えた想定費用の計上は不要と考えます。
41	維持管 理·運営 委託契約 書(案)	15	第26条	5		契約代金の支払い	契約代金から控除される額については、両者協議により確定する との理解でよろしいでしょうか。	協議には応じますが、最終的に控除額は公営企業局において決定します。
42	維持管 理·運営 委託契約 書(案)	16	第28条	1			本施設等に搬入される脱水汚泥のみに直接的に起因する場合の ほかに、受注者の責めに帰すことのできない事由による場合も除 外いただけないでしょうか。	原文のままとします。
43	維持管理·運営委託契約書(案)	16	第28条	1		固形燃料化物の製 造	「修善等」は「修繕等」の誤記でしょうか。	ご指摘のとおりであり、維持管理・運営委託契約書(案)を修正します。
44	維持管理·運営委託契約書(案)	16	第28条	2		造	入札説明書では副生成物は「固形燃料化施設において製造されたもののうち、固形燃料化物としての性状を満足しないものをいう。」と定義されておりますが、施設の故障等により固形燃料化物の製造過程のものも副生成物に含まれ、本項に基づき取扱うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

						該当場	所		
No.	資料名	頁	章			Į	タイトル	━ 質問	回答
45	維持管理·運営委託契約書(案)	20	第36条	2	8	ア	発注者の解除権	「常時契約を締結する事務所」とは、建設業法第3条における「営業所」について、国土交通省が公表する下記HP中に「『営業所』とは、本店または支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。」とあります「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」を指すとの理解でよろしいでしょうか。 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000080.html	ご理解のとおりです。
46	維持管理・運営委託契約書(案)	23	第39条	1			発注者の解除権	「発注者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。」とありますが、発注者が契約を解除する場合は事前(6ヶ月前程度)に相談、もしくは通知を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。また、発注者による本契約の解除は合理的な理由がある場合に限るとの理解でよろしいでしょうか。	のではありません。
47	維持管理・運営委託契約書(案)	24	第41条	4			契約解除に伴う措置	貴局が代わりに処分する際には、事前に通知いただけるとの理解 でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	維持管 理·運営 委託契約 書(案)	24	第41条	5			契約解除に伴う措置	1 22 10 27 10 20 11 20 11 20 11 20 11	ご指摘のとおりであり、維持管理・運営委託契約書(案)を修正します。
49	維持管理·運営委託契約書(案)	25	第42条	3			契約終了時の措制	受注者負担にて措置を講じるのは、受注者の責めによる場合との 理解でよろしいでしょうか。	条文規定のとおりであり、受注者の責めによる場合に限られるものではありません。
50	維持管 理·運営 委託契約 書(案)	25	第42条	3			契約終了時の措制		ご指摘のとおりであり、維持管理・運営委託契約書(案)を修正します。
51	維持管理·運営委託契約書(案)	25	第42条	4			契約終了時の措	施設等の維持管理・運営に必要な技術指導を行うものとする。」とありますが、期間について発注者と受注者で協議いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	第1文は期間を定めるにあたり協議には応じますが、最終的には 公営企業局において決定します。 第2文は「自己の費用」についてはご理解のとおりです。
52	維持管 理·運営 委託契約 書(案)	26	第45条	2			秘密の保持及び(人情報の管理	双務的な規定としていただけないでしょうか。 案:「 <u>自己</u> または本業務に適用のあるガイドライン等を守らなけれ ぱならない。」	原文のままとします。

						該当場所			
No.	資料名	頁	章		IJ	Į.	タイトル	質問	回答
53	維持管 理·運営 委託契約 書(案)	26	第48条	1			地元関係者との調 整等	「〜受注者はこれに協力しなければならない。」とありますが、本事業を遂行するうえで必要かつ合理的な範囲での協力との理解でよろしいでしょうか。	
54	維持管 理·運営 委託契約 書(案)	29	別記2					別記2との記載ですが別記3の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりであり、維持管理・運営委託契約書(案)を修正します。
55	固形燃料 化物売買 契約書 (案)	3	第4条				契約対象物	「固形燃料」とは固形燃料化物と同義との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	固形燃料 化物売買 契約書 (案)	3	第4条				契約対象物	「ただし、発注者が〜使用する場合には、無償にて提供するものとする。」とありますが、一度受注者が買い取ったものを無償提供するとの事でしょうか。 売却量から控除いただけませんでしょうか。	なります。
57	固形燃料 化物売買 契約書 (案)	3	第4条				契約対象物	貴局へのサンプル提供は、年にどのくらいの量を想定しているか ご教示願います。	量を具体的に提示することはできませんが、見学者等に展示する 目的でサンプルを提供いただきます。
58	固形燃料 化物売買 契約書 (案)	4	第15条				経費の負担	「すべての費用を負担とする」とありますが、別段の定めがある場合を除きとの理解でよろしいでしょうか。	現状、本契約については公営企業局が費用を負担する「別段の 定め」はないと理解しています。
59	固形燃料 化物売買 契約書 (案)	5	第16条				契約内容の変更等	「〜大幅な価格の変動等が生じた場合」とありますが、具体的な判定方法、指標等ご教示願います。	入札説明書 別紙2 4.(2)をご参照ください。
60	固形燃料 化物売買 契約書 (案)	5	第17条		(3)		発注者の解除権	正当な理由がある場合は、除外いただけるとの理解でよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
61	固形燃料 化物売買 契約書 (案)	5	第17条		(4)		発注者の解除権	維持管理・運営委託契約第36条と同様に、契約違反について相当の是正期間を設けていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	第4号の場合には譲渡がなされることによって直ちに条件を満た すことになり、譲渡を撤回しても条件成就したことには変わりがなく 是正の余地がないのであって、是正期間を設けることはありませ ん。
62	固形燃料 化物売買 契約書 (案)	6	第18条	1	(1)		暴力団等関与に対 する発注者の解除 権	「常時契約を締結する事務所」とは、建設業法第3条における「営業所」について、国土交通省が公表する下記HP中に「『営業所』とは、本店または支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。」とあります「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」を指すとの理解でよろしいでしょうか。 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000080.html	ご理解のとおりです。

							該当場所	·····································		
No		資料名	頂 章 項 タイトル		タイトル	質問	回答			
6	3 地	利用用利活用 業契約 (案)	2	第2条	1	(3)		事業期間	撤去期間の終了日が記入されていますが、未利用用地地活用事業の期間内で撤去するのでしょうか。第11条では「本契約が終了・解除された場合は、発注者の指示に従い、速やかに〜設備を撤去」とあり、事業終了後に行われると理解できます。	官民対話の結果No35の回答をご参照ください。
6-	4 事	利用用利活用 業契約 (案)	4	第10条	3			有効期間	託契約が締結に至らなかった場合や、発注者の責に起因して、建	ご指摘の場合に本契約が締結されず、又は本契約の有効期間前に終了したことに伴う合理的な範囲内の費用・損害は公営企業局において負担します。
6	5 様:	式集	6	第2	1	(2)		事業提案書類	様式4-2「要求水準に関する誓約書」の提出部数は正本1部でしょ うか。	ご理解のとおりです。
6	6 様:	式集	7	第2	2	(1)	4	共通事項	「再利用に不向きな素材を使用しないこと」とありますが、「繰り返し使用に不向きな素材」か、「分別廃棄できない素材」のどちらを指すのでしょうか。	どちらの意味も含みます。基本は事業者にて判断してください。
6	7 様:	式集	8	第2	2	(5)	5	電子データの提出	電子データとして提出する提案書(Microsoft Word)について、情報漏洩等を防止するため、編集を制限し、読み取り専用として保護した上で提出して宜しいでしょうか。	問題ありません。但し、コピー&ペーストできるデータとしてください。